四万五千のみなさまへ

私の所信

市長　西村盛之

私は過去十二年間、地方自治体の首長として勉めて来ました。そこで首長の信条として、地域の発展、地域民の幸福を願い、明朗で平和な地域社会をつくることに専念し、これがための施策を行ってきた次第であります。

例えば、旧三和村においては最も困難とされる事となり、市政並に市民の皆様に、大変御迷惑をかけました事は、衷心より申訳ないことと思い如何にして此の汚名をそそぎ、家より講堂校舎を無償譲りうけるかに苦慮いたしているわけであります。

更に引継いで、県下随一の遺憾の念を禁じ得ないところであります。

かえりみるに、新市発足の当初において、私は思いがけない激しい選挙戦を斗わねばならない事になり、その選挙戦の中で、いろいろの汚職が、旧町村の中から引継がれておるとの噂があり、市民の負託を受けた後でも、これをどう防ぐかについて、かなり心を痛めました。個分、当時はそうした事実は噂ばかりで、旧町村より引継いだ職員は三百三十名に及び、これを統率した旧町村の幹部は一人としておらず誠に困難を極めました、私は、その困難の中から順次、新市の組織を固めてゆきましたが、三十四年十二月、課長任命に当り一つの課題に直面しました。それは、当時部内の序列から言っても、手腕から言っても当然課長の椅子を与えねばならない門谷技師の事でした。門谷技師はこの度の事件の発端を形造ったわけでありますが、当時既にうわさはあり乍ら、さりとて今日の如く、事件が浮き彫りされてなく、誠に困った状態でしたので、私は、建設課長を空白にしてその他の課長を任命、翌三十五年二月になって、彼の旧町村当時の状態をつかんだので、門谷技師の課長任命はこれをやめ外部から、適任者を迎えました。当時私の人事行政について議会側から、優柔不断とか、外部からの引入れ方がよくない、などといろいろ非難を受けました。いま考えるに無駄な努力でなかった事を感謝したいと思います。

私は三十五年の初め、彼をすぐ罷免しておけばよかったが、彼の家庭の事情を聞くにつけ、又職員組合などの諸事情もあり、部内の意見を容れて、技術方面のみの職場に廻したわけで問題の久礼田上水道の請負工事というのは、三十四年十二月十八日大篠公民館で入札されたもので、市発足後初めての入札であり、慎重を期し、議会側から正副議長正副常任土木委員長などの立会の下に行ったものでした。私は香長村当時にも数件の大きな請負入札をし、南国市になって、数々の事業を実施して来ましたが、これらの工事に、一点汚名を残さなかったつもりであり、これだけは、汲々たる次第です。

然るに三月十八日付をもって議会より私の辞職勧告の決議書を受けました。この決議書は、私に対する不信任を内容としたもので、もとより私といたしましても、この度の事件については、道義的責任は充分痛感するところであり、一身上の措置についても、自ら善処する覚悟であることは当初より、議会方面に対し表明してきたところであります。いま市の対外的信用失墜の責任をもって辞職勧告をせられたことは、旧十七ケ町村合併という全国でも稀な合併をし、その困難な事情をよく知悉しおるべき筈の市議会として、いささか遺憾の念を禁じ得ないところであります。

かえりみるに、新市発足の当初において、私は思いがけない激しい選挙戦を斗わねばならない事になり、その選挙戦の中で、いろいろの汚職が、旧町村の中から引継がれておるとの噂があり、市民の負託を受けた後でも、これをどう防ぐかについて、かなり心を痛めました、個分、当時はそうした事実は噂ばかりで、旧町村より引継いだ職員は三百三十名に及び、これを統率した旧町村の幹部は一人としておらず誠に困難を極めました、私は、その困難の中から順次、新市の組織を固めてゆきましたが、三十四年十二月、課長任命に当り一つの課題に直面しました。それは、当時部内の序列から言っても、手腕から言っても当然課長の椅子を与えねばならない門谷技師の事でした。門谷技師はこの度の事件の発端を形造ったわけでありますが、当時既にうわさはあり乍ら、さりとて今日の如く、事件が浮き彫りされてなく、誠に困った状態でしたので、私は、建設課長を空白にしてその他の課長を任命、翌三十五年二月になって、彼の旧町村当時の状態をつかんだので、門谷技師の課長任命はこれをやめ外部から、適任者を迎えました。当時私の人事行政について議会側から、優柔不断とか、外部からの引入れ方がよくない、などといろいろ非難を受けました。いま考えるに無駄な努力でなかった事を感謝したいと思います。

私は三十五年の初め、彼をすぐ罷免しておけばよかったが、彼の家庭の事情を聞くにつけ、又職員組合などの諸事情もあり、部内の意見を容れて、技術方面のみの職場に廻したわけで問題の久礼田上水道の請負工事というのは、三十四年十二月十八日大篠公民館で入札されたもので、市発足後初めての入札であり、慎重を期し、議会側から正副議長正副常任土木委員長などの立会の下に行ったものでした。私は香長村当時にも数件の大きな請負入札をし、南国市になって、数々の事業を実施して来ましたが、これらの工事に、一点汚名を残さなかったつもりであり、これだけは、汲々たる次第です。

山間部には製紙原料のコウゾ、ミツマタを産する。

その収穫、調製はとしはすでにシーズンオフとなったが、婦人や老人たちでことたりる一連作業は、山間部の人たちを大いにうるおすわけ。

写真は原料のカワはぎ風景。

南国市―といえばよく地勢を知らぬ県外人の中には、平野と海だけを想像するものがあるといわれるが、こぞんじのように北部には広い山林地帯がたたずまいする。

しかもその一部には国有林までであり、原生林に近い林相のところさえあった。

※

〃このごろ、南国市はなんとしたことぜよ〃と市外の人たちがよくいっている。

それは、汚職問題、市長に対する市議会の辞職勧告問題、高知財務部から請求のあった起債返却問題のほか南海学園と下野田の集団セキリ、さらに上京の上工役人事件などを指している。

正月からこの四月へかけ市内には、大きい事件だけでもこれだけあった。

※

近く完成する穴内川ダムのため、市内黒藻地区の人家は約半数が直接または間接の被害を受け、立ち退きの運命にせまられているが、青年たちはあくまでも踏みとどまり失った田畑での生計を山林に求めようと、青年学校に林業科目を設り入れて勉強している。

同学級は元小学校教諭の岡部落、佐竹安意さんと小、中学校の先生によって指導されていたが林業勉強のため高橋県繁藤林業指導所技師を迎えた。林業学習は育苗、造林など全般におよび、学科だけでなく、実地も熱心にやっている。

このため学習林の設定などを市当局に要望中で将来はスギ、ヒノキのサシ木苗を育てて造林家に売却し、その代金で学級をまかないたいといっている。

〃写真は市役所前の国道はデコボコだらけだったが最近本格的な舗装工事が始められ、一部はすでに完成し、みちがえるようになった。

また一方では上電軌道の舗装も行なわれており次第にセンターの両日が立ち始めた。

〃写真は市役所前真の工事現場

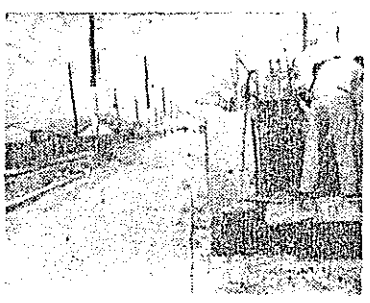

市役所前を通る国道はデコボコだらけだったが最近本格的な舗装工事が始められ、一部はすでに完成し、みちがえるようになった。

また一方では上電軌道の舗装も行なわれており次第にセンターの両日が立ち始めた。

〃写真は市役所前真の工事現場

えらび方

電気冷蔵庫は家庭の必需品としてますます普及し、「家庭電化」の花形となりつつあります。良く選んで次のことに注意することが必要です。

一、家族の数により大きさも変ってきますが、四、五人では一二〇リットルとされています。新世帯では将来の家族計画も考えてそれに適したものを選ぶべきです。

二、上部に調理台のあるもの、高さの高いもの、扉の右開き、左開きがあり、置き場所に合った使いやすいものを選び、家具との調和も考えること。

三、買物に不便な方、ご用聞きの来るところなどで、おのずから大きさも変ってきます。

四、運転音の静かなものを選び振動音の不安定なものや大きなものはさけること。

電気冷蔵庫のえらび方と手入の方法

手入の方法

△霜は扉の開閉により庫外の湿気により冷凍部分につきますが、多くつくと冷凍能力を低くします。除霜指標まで霜がついたときはダイヤルをPEFに合わすだけでよく、霜とりのさい週に一回位次の手入れをするとよい。

一、庫内は石けん水をひたした柔かい布でふき、乾いた布で水分をよくふきとり露受皿や棚も石けん水でよく乾燥さす、製氷皿は石けん水で洗ってよくすすぐとよい。

二、庫外は乾いた柔かい布でからふきをするとよい。

△霜は扉の開閉により庫外の湿気により冷凍部分につきますが、多くつくと冷凍能力を低くします。除霜指標まで霜がついたときはダイヤルをPEFに合わすだけでよく、霜とりのさい週に一回位次の手入れをするとよい。

一、庫内は石けん水をひたした柔かい布でふき、乾いた布で水分をよくふきとり露受皿や棚も石けん水でよく乾燥さす、製氷皿は石けん水で洗ってよくすすぐとよい。

二、庫外は乾いた柔かい布でからふきをするとよい。

（二面より）

国などの連絡施策において、あえて支障を来しておらぬ現状でありますれば、何卒市民の皆様も執行部の苦衷をお察し下さり納税にその他あらゆる面において御協力を賜わり度く、ここに謹しんでお願い申上ぐる次第であります。

南国市は今、赤字の解消対策は漸く確立され、なお緊急を要する諸懸案が山積しており、私としてもせめてそれらの見通しをつけておきたいと思います。

私はその前の嫌疑は必ず晴らすつもりであり、また南国市の受けた汚名は必ず回復したい所存であります。

今度の南国市の不祥事件に関し、以上謹んで所信と経過を述べ、市民の皆様の御あいさつにかえる次第であります。（36・1・10）

国民年金届出状況

被保険者別	対象者数	届出数	未届数	適用率
強制適用者	10,150	8,500	1,650	83.6%
任意加入者（50才未満）	1,765	1,765	0	100%
若年任意加入者（20～50才未満）	2,100	1,603	497	76.3%
計	14,015	11,868	2,147	84.6%

▽南国市今月の税金▽

地区	月日	時	場所
大篠	4月27日	前9時～正午	竹中公民館
〃	〃	前9時～正午	立石公民館
香生	〃	後1時～後3時	西分消防屯所
〃	〃	前9時～正午	東洋油糧業組合
十市	〃	後1時～後4時	大平真公民館
〃	〃	4月28日 前9時～前11時	明見公民館
大篠	〃	前9時～前11時	住吉野公民館
大篠	〃	前9時～前11時	住吉野公民館
十市	〃	前9時～前11時	阿戸公民館
大篠	4月28日	前9時～前11時	阿戸公民館

四月は昭和三十六年度軽自動車税全期分の納期（四月三十日）です。市税務課では次の通り出張徴収を致しますから期限内納税に御協力下さい。

◎右の出張徴収する地区以外は振替の支金庫（農協）にて取扱い致しています。

◎市税の納付については支金庫（農協）にて取扱い致しています。

生活と電気

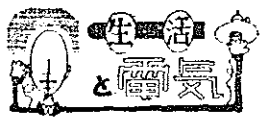

手入の方法

△霜は扉の開閉により庫外の湿気により冷凍部分につきますが、多くつくと冷凍能力を低くします。除霜指標まで霜がついたときはダイヤルをPEFに合わすだけでよく、霜とりのさい週に一回位次の手入れをするとよい。

一、庫内は石けん水をひたした柔かい布でふき、乾いた布で水分をよくふきとり露受皿や棚も石けん水でよく乾燥さす、製氷皿は石けん水で洗ってよくすすぐとよい。

二、庫外は乾いた柔かい布でからふきをするとよい。

準母子年金の支給

祖母や、姉も準母子年金をもらうことができます。

今までは、お父さんが死亡し、子供を育てるお母さんには、母子年金を支給され同じように祖母が孫を養い姉が弟や妹達を養っているときは、母子年金は支給されませんでしたが、改正で祖母や姉にも、母子年金と同じように準母子年金が支給されます。

たとえば、祖父と祖母が孫を養っているうち祖父が死亡し、祖母と孫がのこされた場合、あるいは、姉が弟や妹を養っていて、姉の主人が死亡した場合、また、父と姉、それに妹が養らしていて、父が亡くなったというような場合が、この準母子年金の対象となります。

この準母子年金の額は、母子年金の額と同じ（最低一万九千二百円、第二子以降の子一人につき、四千八百円加算）で、保険料を納めた条件とか、孫や、弟妹の年令など、母子年金と同様です。

(5)障害、母子、準母子、遺児各年金の経過的な特例による受給資格期間の短縮。

障害年金や、母子年金などを受けるために、保険料を納めていなければならない期間の三年がさしあたり一ケ年に短縮されます。

障害年金や、母子年金など拠出制の年金は、ケガをしたり、御主人が死亡したときまで三年間は、保険料を納めている必要がありましたので、早くても39年4月以降からしかもらえないことになっていましたが、今度の改正で、39年4月までは経過措置として受給資格期間二年以上が、一ケ年以上（そのうち半分までは免除期間でもよい）であれば、拠出制の年金がもらえることになります。それで実際には37年5月以降に障害、母子年金などが支給されることになります。この場合の年金額は、障害年金は、二級で一万四千四百円、一級が二万四千百円（三年以上納めている場合は二級で二万四千円一級が三万円）母子年金、準母子年金は一万四千四百円で、第二子以降の子一人について四千八百円が加算（三年以上納めている場合も同額）が支給されることになります。

(6)障害併合認定

拠出制年金発足前または20才以前にすでに身体障害者であったものが、この制度に加入してから後に生じた傷病により、障害が発生した場合は、前の障害と、その後に生じた障害を併合認定して、二級程度以上であれば障害年金が支給されます。障害年金の額は、前項(5)のとおり。

(7)未支給年金の支給

死亡した受給権者が、支払を受けていなかった未支給年金は、請求によって遺族が受けることができます。今度の改正でこれをもらえる人の範囲が広がり、死亡した受給権者の配偶者子、父母、孫、祖父母あるいは兄弟姉妹の順位で、未支給年金の支給を受けることができるようになります。

(8)死亡の推定

遭難、その他で行方不明となり、三ケ月以上、その生死がわからないような場合、調査の結果、死亡の推定が出来れば戸籍上の処理を待たず年金の上では、夫を死亡したものと推定し、母子年金がその妻に支給されます。

これは母子年金に限らず遺児年金や寡婦年金のように死亡を事故として支給される年金について適用されます。

(9)各種公的年金制度における期間の通算が認められる

この制度は厚生年金や、共済組合などの年金制度に加入していた者が、途中で職業をかえ、又は退職したりしたため、当該年金の受給年限に至らず、年金が支給されないものを、その後において加入する国民年金又は各種年金との通算を認める一定の年令に対すれば特が、何等かの年金がもらえるようにするための通算制度であって、通算は各種公的年金に加入していた期間が、一ケ年以上（退職一時金を受給した場合を除く）であれば、それぞれの加入期間を通算し、その期間が20年以上、又は25年以上になれば、それぞれの年金が一定の年令から支給されることになります。

◎国民年金についてわからない点は、市民課年金係へ。

◎現在市の国民年金届出状況は次のとおり。

また届出されていない方は、今すぐ届出をして下さい。

◎福祉年金について

1、老令、母子、障害福祉年金の次の支給日は5月6日からです。受給権者は、手帳と印鑑を持って直接指定の郵便局でお受取り下さい。

2、福祉年金（老令、障害母子年金）の受給権者が死亡により失権した場合その家族は死亡の日より14日以内に、死亡届（戸籍とは別途）を提出しなければならない事になっています。失権した場合は必ず14日以内に届出をして下さい。もし失権後に年金の支払を受けていた場合は、その分については返納を命ぜられます。